

令和 5 年度 答申第 3 号

(令和 6 年 3 月 1 4 日)

宝塚市行政不服審査会

答 申 第 3 号
令和6年3月14日
(2024年)

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市行政不服審査会
会長 曾 和 俊 文

老人短期入所決定処分及び変更決定処分並びに取消申請についての不認定
処分に対する審査請求に係る裁決について（答申）

令和5年（2023年）12月4日付け宝塚市諮問第32号で諮問のあった老人短期入所
決定処分及び変更処分並びに取消申請についての不認定処分に対する審査請求に係る裁決
について、当審査会は、慎重に審査した結果、別添のとおり答申します。

別添において、審査請求をした[REDACTED]を「審査請求人」と言います。また、宝塚市
長を「処分庁」又は「審査庁」と呼びます。

第1 審査会の判断

本件審査請求は、処分庁が行った令和3年3月29日付け老人短期入所決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年3月31日付け老人短期入所決定処分（以下「本件処分2」という。）並びに同年4月22日付け老人短期入所変更決定処分（以下「本件処分3」という。）に対する部分と、処分庁が同年7月16日付けで、本件処分1及び本件処分3の取り消し申請を不認定とした取扱い（以下「本件不認定取扱い」という。ただし、「第5 審理員意見書の要旨」においては審理員意見書のとおり「本件不認定処分」とする。）に対する部分を併合したものであるが、このうち、本件処分1及び本件処分3に係る部分は、棄却するのが相当である。

なお、本件処分2は本件処分3により変更されているため既にその効力を失っており、また、本件不認定取扱いについては法的根拠が見当たらず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第2項に定める「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」ではないため、本件処分2及び本件不認定取扱いに係る部分は、却下するのが相当である。

第2 関係法令の定め

本件に関する法律等の規定は以下のとおりである。

1 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）

（居宅における介護等）

第十条の四 市長村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一・二 （略）

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

（以下略）

2 老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

第五条

1・2 （略）

3 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サー

ビスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。

(以下略)

3 宝塚市老人短期入所運営事業実施規則（昭和 62 年規則第 12 号。以下、「規則」という。）

(実施施設)

第 3 条 この事業の実施施設は、宝塚市立養護老人ホーム福寿荘及び別に市長が契約する養護老人ホーム等(以下「指定施設」という。)とする。

(入所の要件)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で自立高齢者等を指定施設に入所させる必要があると認めたときに、入所させるものとする。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)における要介護認定等で非該当となった者及びこれに準ずる者が日常生活を営むのに支障があるとき。
- (2) 介護保険法における要介護認定等で要支援又は要介護となった者に老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 11 条第 1 項第 1 号の規定による養護老人ホームへの入所の措置を採るため、その者の適性を判断するとき。

(入所の期間)

第 5 条 入所の期間は、原則として 7 日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲で延長することができる。

第 6 条 (略)

(入所の申込み)

第 7 条 入所の申込みは、対象者の属する世帯の生計中心者(以下「申込者」という。)が市長に申し込むものとする。

(決定)

第 7 条の 2 市長は、前条の規定により申込みを受けた場合は、対象者の現況、入所の要件及び指定施設の入所の可否を確認の上、入所の可否を決定し、その旨を通知するとともに、入所させる必要があるときは、指定施設に入所の依頼をするものとする。

第 7 条の 3・第 8 条 (略)

(指定施設の責務)

第9条 指定施設の長は、入所させた対象者について、これに適した日常生活支援等の処遇を行うものとする。

第10条 (略)

(経費の支弁)

第11条 市長は、対象者の入所の期間に応じ、1人1日当たり3,810円を指定施設に支弁するものとする。

(費用負担)

第12条 市長は、別表1年度における入所期間の欄に掲げる入所期間の区分に応じ、同表負担額の欄の世帯の区分に応じた費用を申込者から徴収するものとする。

別表 (第12条関係)

1年度における入所期間	負担額 (1人・日額)	
	生活保護世帯	生活保護世帯以外の世帯
72日以内の期間	0円	1,730円
72日を超える期間	3,810円	3,810円

第3 審査請求に至る経緯及び基礎事実

- 1 処分庁が作成したケース記録によると、令和3年3月29日(月)午前8時50分頃、小林地域包括支援センターから処分庁に対して、審査請求人と同居の息子が前日に口論となり、審査請求人が避難のためケアセンター光明内のスマレン小林巡回サービスの休憩室で一夜を明かしたが、審査請求人は「息子に叩かれた」「家に帰りたくない」と発言しているとの報告があった。
- 2 ケース記録によると、同日午後3時10分から午後3時50分にかけて、処分庁の職員が、事実確認のためスマレン小林巡回サービスの休憩室にて審査請求人と面談したところ、審査請求人は、「最近物忘れがひどくなって覚えていないことも多い」「昨日は息子からスリッパで叩かれて物も投げられた。怖くなって民生委員に連絡した。」「ここは居心地も良いのでずっといたいと思った。」「家に帰っても息子がいてまた何か言われたり暴力を振るわれたりするるのが怖いので今は帰りたいたいと思わない」などと発言した。同職員が、福寿荘の利用を提案したところ、審査請求人は「福寿荘については一回見学に行ったことがあると思った。」などと述べ、福寿荘の利用を希望する旨を述べた。同日、同職員は、審査請求人に対して、同日付け「宝塚市老人短期入所入所申込書」の「申込者(生計中心者)」欄への記入を求め、審査請求人はこれに応じた。短期入所希望期間及び短期入所理由の欄については、同職員が、それぞれ「令和3年3月29日午後17時頃から令和3年3月31日午後17時頃まで3日間」、「息子からの暴力により避難を希望された為」と記入した。同日、処分庁は、3月31日まで短期入所させる措置を行うとともに、かかる措置に要する費用として、審査請求人から

- 5,190円（日額1,730円×3日）を徴収する決定（本件処分1）を行い、審査請求人は同日午後5時30分頃に福寿荘に入所した。
- 3 ケース記録によると、3月31日午前9時30分頃から午前10時30分頃にかけて、処分庁の職員は措置の延長の必要性を判断するため、福寿荘にて審査請求人と面談を行った。この際、審査請求人は「家に帰ってもよいとも思ったが、息子にスリッパで叩かれたり物を投げられたりすることを考えると難しい」「今後について今は冷静に考えられない」などと発言し、引き続き福寿荘への入所を希望する意思を示した。このため、処分庁は、同日、審査請求人を4月1日から4月30日まで入所させる措置（決定）を行うとともに、かかる措置に要する費用として、審査請求人から5万1,900円（日額1,730円×30日）を徴収する決定（本件処分2）を行った。
- 4 4月1日、同月5日及び同月8日、処分庁の職員は福寿荘において審査請求人との面談を行った。これらの面談において、審査請求人は、自宅に戻りたいとの意向を示すこともあったものの、明確に入所措置の終了を求めることはなかった。
- 5 ケース記録によると、4月15日午後3時30分頃、処分庁の職員が福寿荘において審査請求人との面談を行ったところ、審査請求人は「家に帰って仲良く暮らしたい」などと述べ、長男からの暴力などについては「息子と電話をしたが反省しているので、もう起こらないと思う」などと述べた。処分庁は、同日、本件処分2にかかる入所期間を4月1日から4月15日まで、利用者負担額を2万5,950円（日額1,730円×15日）とそれぞれ変更する内容の決定（本件処分3）を行い、審査請求人は同日午後4時39分頃、福寿荘を退所した。
- 6 処分庁は、本件処分2及び本件処分3について、いずれも同年4月22日に決裁を完了し、審査請求人宛に各処分の決定通知書を送付した。
- 7 審査請求人は、6月25日、本件処分1～3について審査請求を行った（6月25日宝総第640号）。
- 8 審査請求人は、6月28日付け「宝塚市老人短期入所決定通知書の取り消しにかかる申請について」と題する文書を処分庁宛に提出し、本件処分1及び本件処分3の取消しを求めた。
- 9 処分庁は、7月16日付け「宝塚市老人短期入所決定の取り消しについて（回答）」により、本件不認定取扱いを行った。
- 10 審査請求人は、10月8日、本件不認定取扱いについて審査請求を行った（10月14日受付宝総第1046号）。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 本件処分1についての本件申込書には、事実と異なる内容及び審査請求人の意

思とは異なる内容が、審査請求人の筆跡とは異なる他者の筆跡で記入されている。この申込書は、刑法（明治40年法律第45号）156条に抵触する可能性のある違法な手続きで作成されているため、無効である。本件処分1は、その前提となるべき有効な申し込みがないから、違法である。本件処分2についても、審査請求人は申し込みを行っていない。本件処分2についても、前提となるべき有効な申し込みが存在しないから、違法である。本件処分2が違法である以上、それを前提とする本件処分3も違法である。

- (2) 審査請求人の介護認定区分は3月29日時点で「要支援1」であり、長男からの介護を受けておらず、介護サービス事業者による介護も受けていなかった。よって、本件処分1は「養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの」（法第10条の4第1項第3号）の要件を満たしておらず、違法である。
- (3) 審査請求人は、3月29日時点で介護区分が要支援1であったから、介護予防短期入所生活介護を利用することが可能であった。よって、本件処分1は「やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき」（法第10条の4第1項第3号）の要件を満たしておらず、違法である。
- (4) 審査請求人については、3月29日時点で、規則第4条の要件を満たしておらず、本件処分1は違法である。
- (5) 本件処分2が入所期間を30日間としたことは、規則第5条に違反しており、違法である。
- (6) 本件処分3は入所期間を短縮しているところ、このような入所期間の短縮は規則に根拠がなく、同処分は同規則に違反しており違法である。
- (7) 本件処分2は3月31日付けの処分とされているが、実際には4月22日頃に、日付を遡らせて行ったものであるから、違法である。
- (8) 本件処分3は4月15日に審査請求人を退所させる内容を含むものであるが、4月22日頃に日付を遡らせて行ったものであるから、違法である。
- (9) 本件各処分は、違法又は不当な処分である。したがって、処分庁として本件各処分を取り消さないとした本件不認定取扱いは、違法又は不当である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件処分1及び本件処分2について、処分庁は審査請求人との面談において、同人から宝塚市老人短期入所を利用する意思があることを確認している。本件申込書の短期入所希望期間及び短期入所理由については処分庁の職員が代筆を行ったが、内容については審査請求人から聞き取った内容及び意思に基づき記入したものである。さらに、法第10条の4第1項第3号は対象者の心身の健康保持

や生活の安定のために老人短期入所施設等へ入所させる裁量を行政庁に認めたものであり、本来、申込みを前提とした処分ではない。処分庁は法及び規則に規定する入所の要件を満たすことを確認しており、利用の意向も確認していることから、裁量の範囲内で処分を行ったものであり、本件各処分は適法である。

- (2) 審査請求人は3月29日時点で介護保険法第7条に基づく要支援1の認定を受けていたこと、聴き取った「最近物忘れがひどくなって覚えていないことも多い」という認知症をうかがわせる発言や、杖歩行であること、オムツを使用されていること、着脱に困難がみられること等から日常生活における基本的な動作の一部について支援を要し介護が必要な状態と判断した。よって、本件処分1は「養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの」(法第10条の4第1項第3号)の要件を満たしており、適法である。
- (3) 審査請求人は3月29日時点で要支援1であったため介護保険法に規定する要介護者を対象とした短期入所生活介護を利用できず、また、要支援者を対象とした介護予防短期入所生活介護は10日間程度の利用しかできず、審査請求人の「ずっとここにいたい」という希望に沿う長期的な利用が困難であった。よって、本件処分1は「やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき」(法第10条の4第1項第3号)の要件を満たしている。
- (4) 規則第4条(1)において「介護保険法における要介護認定等で非該当となった者及びこれに準ずる者が日常生活を営むのに支障があるとき」と規定されており、要支援1の審査請求人が長男から避難を希望することは「これに準ずるものが日常生活を営むのに支障があるとき」に該当する。よって、本件処分1は規則第4条に定める入所の要件を満たしている。
- (5) 規則第5条は、同条ただし書において「市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲で延長できる」と規定している。審査請求人が長男から避難の希望をしており期間が定まらない当該状況はやむを得ない事情があると認められるから、入所期間を30日間とした本件処分2は同条に反しない。
- (6) 本件処分3は入所期間を短縮しているところ、規則第12条に基づき入所期間における費用徴収を行うことから、いったん30日間と決定した処分を、実際の入所期間に変更する処分は同規則に違反するものではない。
- (7) 本件処分2は、決裁手続が完了したのは4月22日頃であるが、審査請求人による利用意思の確認を含め、3月31日の時点における状況を踏まえた内容を決定したものであって、手続に違法な点はない。
- (8) 本件処分3は、4月15日付けで利用終了の意思を確認し、退所した事実をもって、4月22日に決裁手続を完了し、入所期間を4月1日から4月15日までに変更する決定を行ったものである。

- (9) 本件申請は、本件各処分について職権による取り消しを求めるものであると考えられるが、本件各処分について違法又は不当な点はなく、取り消すべき事由はない。したがって、処分庁として、本件申請の趣旨を容認しない旨の意思表示（本件不認定取扱い）をしたことについて、本件不認定取扱いに違法又は不当な点はない。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件各処分に対する審査請求は棄却されるべきであり、本件不認定処分に対する審査請求は却下されるべきである。

2 理由

(1) 利用申込みの要否及び申込みの存否について

処分庁の職員は本件処分1に先立って、3月29日に面談により生計中心者たる審査請求人との面談によって福寿荘を利用する意思を確認しており、本件処分2をするに際しても、3月31日に審査請求人と面談して、引き続き利用の意思があることを確認しているのであるから、それぞれの措置の時点で審査請求人が福寿荘の利用に同意していたことは明らかであり、「入所の申込み」があったものと評価できる。職員が代筆した「短期入所希望期間」及び「短期入所理由」の各欄の記載についても、事実と異なる内容や当時の審査請求人の意思と異なる内容が記載されたものとは認められない。したがって、本件申込書の一部を職員が代筆したことは、「入所の申込み」の不存在や、申込みに瑕疵があったことを示す事情とは言えない。

(2) 「養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの」（法第10条の4第1項第3号）に該当するか否かについて

「介護を受ける」とは、身体上もしくは精神上の障害を持つ者が、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について必要な援助を受けることを意味すると解される所、審査請求人が3月29日時点で満87歳であったこと、介護保険法第7条に基づく要支援1の認定を受けていたこと、同日の面談で「最近物忘れがひどくなって覚えていないことも多い」という認知症状をうかがわせる発言をしていたこと、歩行には杖等を必要としていたこと等の事情に照らせば、たとえ介護サービス事業者によるサービスを現に受けていなかったとしても、同居の親族である長男から、入浴、排せつ、食事等についておよそ何らの援助も受けていなかったとは考えがたいと言える。

(3) 「やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき」（法第10条の4第1項第3号）に該当するか否かについて

介護予防短期入所生活介護とは、「居宅要支援者について、老人福祉法第5条の2

第4項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと」をいうところ（介護保険法第8条の2第7項）、審査請求人は令和3年3月29日時点で要支援1であったから、要支援者（同法第7条4項第1号）として、介護予防短期入所生活介護を利用することがおよそ不可能であったとは認められない。ただし、審査請求人は、「昨日は息子からスリッパで叩かれて物も投げられた」などと述べ、「ずっとここにいたい」等とも述べていたことに照らすと、審査請求人が再び居宅で介護を受けられるようになるまでには相当長期間を要することが客観的に予想されたのに対し、要支援1という介護認定では、介護予防短期入所生活介護は、通常10日程度の利用しか出来ないことが客観的に見て明らかであった。そのような事情に照らすと、「やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき」の要件を満たしているとした処分庁の判断は、明らかに不合理とまでは言えないというべきである。

(4) 規則第4条(1)の要件を満たすか否かについて

同条(1)にあるとおり、審査請求人は要支援1と認定されていることから、「介護保険法における要介護認定等で非該当となった者」ではないが、要支援1とは、日常生活において何らかの支援を要する状態ではあるが日常生活上の基本的動作についてはほぼ自分で行うことが可能である状態であり、非該当と判断される者との状態の差異が著しく大きいとまでは言えない。また、規則第4条(1)の文理上も、「これに準ずる者」には要支援の認定を受けた者は一切含まれないことが明らかであるとまでは言えない。このような事情に鑑みると、処分庁が審査請求人を「これに準ずる者」に含まれるものとして取り扱ったことは、処分庁に与えられた裁量を逸脱するものではないというべきである。

(5) 本件処分2が入所期間を30日間としたことは、規則第5条に違反するか否かについて

規則第5条は、入所の期間を原則7日以内とし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは必要最小限の範囲で延長することができると定めている。その趣旨は、入所期間への入所は本来一時的な必要に対応するためのものであること（規則第1条）に鑑み、入所期間の上限を原則として7日間と定める一方で、原則を機械的に貫くと自立高齢者等及びその家庭の福祉の向上（規則第1条）という目的に照らして適当でない認められる場合に、市長の裁量により、必要かつ相当な範囲内で前記上限を超える期間にわたり入所させることを認めたものと解される。本件処分2が行われた3月31日当時、審査請求人が「家に帰ってもよいとも思ったが、息子にスリッパで叩かれたり物を投げられたりすることを考えると難しい」「今後について今は冷静に考

えられない」などと発言していたことに照らすと、審査請求人が自宅において「日常生活を営むのに支障がある」（規則第4条（1））状態がいつまで継続するかを見通すことは困難であったと言える。そうすると、処分庁が、必要最小限の期間延長として、入所期間を4月1日から4月30日までの30日間として本件処分2を行ったことは、必要かつ相当な入所期間の延長であり、処分庁に与えられた裁量を逸脱又は濫用するものではない。

よって、本件処分2は規則第5条に反しない。

- (6) 本件処分3は入所期間を短縮しているところ、このような入所期間の短縮が規則に違反するかについて

規則上は、入所期間の延長についての定めがあるのみで（規則第5条）、入所期間の短縮について直接規定した条文はない。もっとも、市長が自立高齢者等を施設に入所させる決定は「指定施設に入所させる必要がある」ことを要件として行われるものであるから（規則第4条）、入所後一定期間が経過した時点でかかる必要性が失われた場合には入所期間を短縮することを認めても、当該高齢者等に不利益が生ずるおそれはない。また、規則上、処分庁がいったん決定した入所期間を事後的に短縮することを禁止する規定も存しない。したがって、入所させる必要性その他の要件が失われるなど、客観的にみて合理的な理由がある場合に、処分庁がいったん決定した入所期間を短縮することは、規則に反するものではないと解釈すべきである。

- (7) 本件処分2は3月31日付けの処分とされているが、実際には4月22日頃に日付を遡らせて行ったものであるから、違法であると言えるか否かについて

法第10条の4第1項に基づく福祉の措置は、その性質上、やむを得ない事情により緊急に行われなければならない場合がありうることに照らせば、行政機関の内部において、措置に先立って通常の決裁手続を完了する時間的余裕がない場合に、処分庁の補助機関たる職員が処分庁の名においてその権限を行使したとしても、ただちに当該措置が行政処分として違法となるものではないと解される。

- (8) 本件処分3は4月22日頃に決裁を完了したものであるから違法であると言えるか否かについて

本件処分2は、審査請求人を福寿荘に入所させる期間を4月1日から同月30日までと定める内容とともに、利用者負担額を51,900円（日額1730円×30日）と定めるものであるが、審査請求人は現実に4月15日をもって福寿荘の利用を終了したのであるから、利用者負担額を現実の入所期間に合わせて減額する必要があることは明らかである。本件処分3は、かかる必要性にかんがみ、本件処分2における利用者負担額を変更（減額）する点にその目的があると解されるのであって、このような処分について、現実の利用終了時期（4月15日）よりも時間的に先だつて行われなければならないとする合理的な理由はない。

(9) 本件不認定処分について

審査請求人による6月28日付「宝塚市老人短期入所決定通知書の取り消しにかかる申請について」は、処分庁に対して、本件処分1及び本件処分3を取り消すことを求めるものであるが、このような申請については法令上、そのような申請権を保障する規定は見当たらない。本件不認定処分は、職権により本件処分1及び本件処分3を取り消す考えがないことについて、事実上、処分庁が審査請求人に通知したものに過ぎず、本件不認定処分は、審査請求人の権利を制限したり義務を課したりする性質のものでもないというべきである。仮に、本件不認定処分が取り消されたとしても、処分庁には、本件申請に対して新たに何らかの応答をすべき法的義務が生ずるわけではないし、ましてや、本件処分1及び本件処分3を職権により取り消すべき法的義務が生ずるわけでもない。また、本件不認定処分が違法又は不当である理由として審査請求人が主張する内容は、要するに本件処分1及び本件処分3が違法又は不当であるということに尽きるのであって、そうであれば審査請求人は端的に本件処分1及び本件処分3の取り消しを求めれば足り、現に審査請求人はそのような審査請求を行っているところである。よって、本件不認定処分についての審査請求については、審査請求の利益を欠いている。

第6 調査審議の経過

令和5年12月4日	諮問書の受領
令和5年12月27日	第1回審議
令和6年2月5日	第2回審議
令和6年3月14日	第3回審議

第7 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の対象

審査請求人は、令和3年6月25日付け審査請求書にて、本件処分1～3までの処分の取消しを求め、さらには、令和3年10月14日付け審査請求にて本件不認定取扱いの取消しを求めている。

このうち、本件処分2については、本件処分3を行ったことによってその内容が変更されており効力を失っている。また、本件不認定取扱いについては、その法的根拠が見当たらず、行政不服審査法第1条第2項に定める「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には当たらない。よって、以下、本件審査請求に係る審査対象を、本件処分1と本件処分3としてその適否につき審査することとする。

2 本件審査請求の法的利益の有無について

行政不服審査法に基づく審査請求については、審査請求人に法律上の利益があり、行

政処分の効果は期間の経過その他の理由により無くなった後においても、なお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があることが必要であるとされている。これを本件についてみると、本件処分1及び本件処分3については、そこで定められた入所期間が満了したことにより既に退所しており、取消裁決があった場合に除去されるべき法的効果が既に消滅しているため、審査請求の利益が消滅したとも解しうる。他方で、規則第12条は、1年度における入所期間及び負担能力に応じ、当該入所に要する費用の徴収について規定しており、本件処分1及び3によって3万1,140円の負担額が決定されている。審査請求人は、当該処分が取り消されない限り、入所費用の徴収を受け得る地位に置かれており、かかる法律上の不利益を免れるため、入所決定の取消しを求める利益があると言える。

3 本件処分1及び本件処分3の違法性について

- (1) 法第10条の4第1項第3号は、「六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、(中略)市町村は必要に応じて老人短期入所施設等に短期間入所させることができる」と規定している。そこで、本件処分1が、法第10条の4第1項第3号の要件に該当するか検討する。

審査請求人は、本件処分1当時(令和3年3月29日)、87歳と高齢であり、介護保険法第32条に基づく要支援1の認定を受けていた。同日の面談でも「最近物忘れがひどくなって覚えていないことも多い。」と認知症を疑わせる発言もある。令和3年3月30日付、■■■■診療所の■■■■医師作成に係る診断書にも「既往症及び発症の年月日」として「うつ病、逆流性食道炎、高血圧」との記載があり、「問題行動等特記事項」の欄に「物忘れ、思い違い、判断力の低下、薬飲み忘れ」などの記載がある。また、令和3年3月29日付、利用者状況表によると「歩行」について、「杖・歩行器・補助器具にて歩行」の欄に、「排泄」について「おむつ使用」の欄にチェックがあるため、審査請求人は、介護を受ける必要がある状態であったといえる。

そして、ケース記録によると、令和3年3月29日、審査請求人は「息子からスリッパで叩かれて物を投げられた。怖くなって民生委員に連絡した。」「ここ(ケアセンター光明内の休憩室)は居心地もよいのでずっといたいと思った。家に帰っても息子がいてまた何か言われたり暴力を振るわれたりするのが怖いので今は帰りたいと思わない。」と発言していることから、相当期間にわたり、居宅での介護が困難となることが見込まれる状況であったともいえる。

したがって、審査請求人は、令和3年3月29日時点で、「六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの」といえる。また、要支援1の審査請求人は、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の利用では約10日間の入所しかできないが、その期間

内に居宅での介護が可能になることが見込まれず、「やむを得ない事由により短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認める」場合に該当するともいえる。

したがって、本件処分1は、法第10条の4第1項第3号の要件に該当し、違法とはいえない。

なお、本件処分1は、法第10条の4第1項第3号に基づく処分であり、規則は、同法所定の要件を加重するものではない。そのため、本件処分1の違法性判断は、同法所定の要件該当性のみを検討すれば足りる。審査請求人が主張する入所の申込み（規則第7条）の違法・無効及び入所の要件（規則第4条）違反は、本件処分1の違法性の判断に影響するものではない。

- (2) 本件処分3は、本件処分2で定めた入所期間を短縮するものである。そもそも処分後の事情変更により、処分の要件が事後的に失われた場合に、処分庁が自らの行政処分を全部又は一部撤回することは当然予定されており、法令に反するものではない。

ケース記録によると、本件処分3は、4月15日の面談において、審査請求人の「帰宅したい」「息子と電話をしたが、反省している」との発言を受けてなされたものである。すなわち、処分庁は、本件処分2をした後の事情変更により、もはや審査請求人が、法第10条の4第1項第3号に定める「居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの」に該当しなくなったと判断して、本件処分3を行ったものであり、何ら違法性を有するものではない。

4 付言

本件審査請求に関する審査会の判断は以上の通りであるが、本件の審査の過程で、本件事務処理上の問題点について気がついたことがあるので、以下に付言する。

まず、本件不認定取扱いについて、処分庁は、それを不認定処分として審査請求人に通知を行い、審査請求ができるとの教示まで行っているが、その後、不認定処分に対する審査請求を受けてから、それは処分ではないとして却下している。このような取扱いは審査請求人をいたずらに混乱させるものである。もともと、審査請求人が6月25日に本件処分1と本件処分3の取り消しを求める審査請求をしているのであるから、不認定処分に導くのではなく、既に審査請求の審査手続きに入っていることを案内すべきであった。

次に、本件処分3について、決定通知書は4月22日付となっているが、これは本来意思決定をした4月15日の日付で決定通知書を作成すべきである。

以上、本件の事務処理上見過ごすことのできない問題点があった。今後、このようなことがないように留意すべきである。

第8 結論

以上のとおりであるから、本件処分1及び本件処分3に係る部分は棄却し、本件処分2及び不認定取扱いについては、却下するのが相当である。

宝塚市行政不服審査会

会長 曾和 俊文

委員 岡本 英子

委員 宮地 重充